

令和元年度宝達志水町障害者就労施設等からの物品等調達推進方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、宝達志水町における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定める。

2 調達の推進を図る組織

この方針は、町のすべての機関が発注する物品等の調達に適用する。

3 対象となる障害者就労施設等

法第2条第4項に規定する障害者就労施設等であって、石川県内に所在するもの（以下「施設等」という。）とする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく事業所・施設等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援 A・B 型事業所
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
 - オ 地域活動支援センター
 - カ 小規模作業所
- (2) 障害者を多数雇用している企業
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律における特例子会社
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（ただし、以下の要件をすべて満たすこと。）
 - (ア) 障害者の雇用者数が5人以上
 - (イ) 障害者の割合が従業員の20%以上
 - (ウ) 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- (3) 在宅就業障害者等
 - ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
 - イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

4 調達を推進する物品等

施設等が供給するすべての物品等とする。

この方針は、町のすべての機関が発注する物品等の調達に適用する。

3 対象となる障害者就労施設等

法第2条第4項に規定する障害者就労施設等であって、石川県内に所在するもの（以下「施設等」という。）とする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく事業所・施設等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援 A・B 型事業所
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
 - オ 地域活動支援センター
 - カ 小規模作業所
- (2) 障害者を多数雇用している企業
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律における特例子会社
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（ただし、以下の要件をすべて満たすこと。）
 - (ア) 障害者の雇用者数が5人以上
 - (イ) 障害者の割合が従業員の20%以上
 - (ウ) 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- (3) 在宅就業障害者等
 - ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
 - イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

4 調達を推進する物品等

施設等が供給するすべての物品等とする。

5 調達推進のための基本的な考え方

各機関は、施設等の受注機会の増大を図るため、予算の適正な執行に配慮しつつ、物品等の調達に関する他の施策との調和を図りながら、施設等からの調達機会の増大に努める。調達に当たっては、施設等や物品等を限定することなく、幅広い分野からの調達に努める。

6 調達の推進方法

- (1) 施設等の提供可能な物品等についての情報を各課等で共有し、可能な限り施設等への発注に努める。
- (2) 各機関は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する随意契約を積

極的に活用し、物品調達機会の拡大に努める。

- (3) 各機関は、物品等の調達に当たり、仕様等を分かりやすく説明し、施設等の障害特性等に配慮した納期を設定する等、施設等が不当に排除されることのないよう努める。
- (4) 各機関は、数量の多い物品等を発注する場合等において、円滑な調達を行うため、石川セルフ振興センターに設置されている共同受注窓口の活用も検討する。

7 調達目標

前年度実績を基準目標とし、それを上回るよう努める。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を作成した時は、町ホームページ等に公表する。
- (2) 会計年度終了後に、その実績の概要を町ホームページ等に公表する。